

## 事業年度の実績評価等に関する評価委員会の役割

資料 1

1. 事業年度の実績の評価（通則法第 3 2 条第 1 項、第 2 項）
2. 業務運営の改善その他の勧告（通則法第 3 2 条第 3 項）
3. 評価結果等の通知及び公表（通則法第 3 2 条第 3 項、第 4 項）

### 通則法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 3 2 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない

5 略

### 内閣府令

（各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出）

第 5 条 国立公文書館は、通則法第 3 2 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に内閣府の評価委員会に提出しなければならない。

4. 財務諸表を主務大臣が承認するに際し意見の申出（通則法第 3 8 条）

### 通則法

（財務諸表等）

第 3 8 条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 略

3 主務大臣は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 略

5. 役員の報酬等の支給状況の評価及び勧告

### 中央省庁等改革の推進に関する方針

23.(2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第 5 2 条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。